

公正競争規約	公正競争規約施行規則
<p>(カタログの必要表示事項)</p> <p>第5条 事業者は、カタログを作成する場合は、次に掲げる事項を施行規則で定めるところにより、明瞭に表示しなければならない。</p> <p>(1) 事業者の名称及び所在地</p> <p>(2) 品名及び形名</p> <p>(3) 仕様</p> <p>(4) カタログの作成時期</p>	<p>第8条 規約第5条第1項第1号に規定する「事業者の名称及び所在地」は、カタログを作成する事業者について表示する。</p> <p>第9条 規約第5条第1項第2号に規定する「品名」とは、事業者が家電品について通常使用している呼び名（例えば「エアコン」、「カラーテレビ」等）をいい、「形名」とは、家電品の形式ごとに付いている記号（例えば「AB-10」、「CD-75」等）をいう。形名には「型番」、「品番」、「機種名」等と呼称するものを含む。</p> <p>第10条 規約第5条第1項第3号に規定する「仕様」の表示事項及び表示基準は、その製品の性質上及び商品選択上重要な事項について、品目別に別表2で定めるところによる。</p> <p>第11条 規約第5条第1項第4号に規定する「カタログの作成時期」の表示は、次の例によるものとする。</p> <p>(1) 発行年月日 ○年○月○日</p> <p>(2) ○年○月作成</p> <p>(3) このカタログの記載内容は○年○月現在のものです。</p> <p>2 カタログの作成時期の表示の場所は、カタログ裏表紙に相当する紙面に10ポイント以上の文字で、かつ、目立つ方法で表示する。ホームページ等に掲載されて</p>

公正競争規約	公正競争規約施行規則
<p>(5) 補修用性能部品の保有期間</p> <p>(6) その他家電品の選択又は購入において参考となる事項</p> <p>(7) カタログの内容についての問い合わせ先及び販売店名記載欄</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、用途の異なる多数品目について総合的に記載したカ</p>	<p>いる商品情報については、この趣旨を踏まえ適切な方法を採用するものとする。</p> <p>第12条 規約第5条第1項第5号に規定する「補修用性能部品の保有期間」については、最低限、別表3で定める品目を対象とし、年数は同表右欄の年数を下回ることとはできない。</p> <p>第13条 規約第5条第1項第6号に規定する「その他家電品の選択又は購入において参考となる事項」とは、次に掲げるものをいう。</p> <p>(1) 使用条件及び設置条件がある場合はその旨</p> <p>(2) 商品購入時に価格に関して誤認を与えるおそれのあるものに対する説明</p> <p>ア 工事費が別途かかる場合はその旨</p> <p>イ 家電品の取付けや使用等に際して必要な装置等で、表示された価格に含まれていない場合はその旨</p> <p>(3) 使用に際して法律その他の制限がある場合はその旨</p> <p>(4) 使用に際して免許、届出、許可、契約等を必要とする場合はその旨</p> <p>(5) 表示する特徴と不離一体の関係にある事項</p> <p>(6) 保証書を添付している場合はその旨</p> <p>第14条 規約第5条第2項に規定する「用途の異なる多数品目について総合的に記</p>

公正競争規約	公正競争規約施行規則
<p>カタログについては、前項のうち第3号及び第5号の表示を省略することができる。省略した場合には詳しい内容を知る方法を表示しなければならない。</p>	<p>載したカタログ」とは、季節ごとの全製品カタログ、ご贈答用特選品カタログ、ブライダル用家電総合カタログ、台所用品総合カタログ又はこれらに類するものをいう。</p>